平成 25 年 8 月 6 日

各　位

上場会社名　四国電力株式会社
代　表　者　取締役社長　千葉 昭
（コード番号 9507、東証市場第一部）
問 合 せ 先　経営企画部 企画ｸﾞﾙｰﾌﾟﾘｰﾀﾞｰ　井原 剛志
（TEL 087－821－5061）

電気料金値上げの認可について

当社は、本年２月２０日、ご家庭や商店など規制部門のお客さまの電気料金につきまして、平均１０.９４％の値上げを申請し、国の審査を受けておりましたが、本日、経済産業大臣の認可をいただき、９月１日から平均７.８０％の値上げを実施させていただくことになりました。

また、工場やビルなど自由化部門のお客さまの電気料金につきましては、既に７月から値上げを実施させていただいておりますが、今回の認可を踏まえ、値上げ率を平均１７.５０％から平均１４.７２％に見直しさせていただきます。

お客さまには、現下の厳しい経済情勢において、多大なご負担をおかけすることとなり、深くお詫び申し上げます。

当社といたしましては、電気料金の認可に至るまでに皆さまからいただいたご意見やご指摘を真摯に受け止め、さらなる経営の合理化・効率化とお客さまサービスの向上に全力をあげて取り組むとともに、今後も引き続き電力の安全・安定供給に努めてまいります。

何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本日、今回の認可を受けて各種選択約款および託送供給約款についても変更届出を行っております。

以　上

＜添付資料＞

・電気料金値上げ認可の概要について

電気料金値上げ認可の概要について

平 成 ２５ 年 ８ 月
四国電力株式会社

○　皆さまには、日頃から、弊社の事業活動にご理解を賜り、心から御礼申し上げます。

○　弊社は、本年２月２０日、ご家庭や商店など規制部門のお客さまの電気料金につきまして、平均１０.９４%の値上げを申請し、国の審査を受けておりましたが、８月６日、経済産業大臣の認可をいただき、９月１日から平均７.８０%の値上げを実施させていただくことになりました。

○　また、工場やビルなど自由化部門のお客さまの電気料金につきましては、既に７月から値上げを実施させていただいておりますが、今回の認可を踏まえ、値上げ率を平均１７.５０%から平均１４.７２%に見直しさせていただきます。

○　お客さまには、現下の厳しい経済情勢において、多大なご負担をおかけすることとなり、深くお詫び申し上げます。

○　弊社といたしましては、電気料金の認可に至るまでに皆さまからいただいたご意見やご指摘を真摯に受け止め、さらなる経営の合理化・効率化とお客さまサービスの向上に全力をあげて取り組むとともに、今後も引き続き電力の安全・安定供給に努めてまいります。

○　何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

目　　次

１．電気料金の値上げの概要　・・・Ｐ３～４
- ・電気料金の値上げの概要　・・・Ｐ３
- ・申請から認可までのプロセス　・・・Ｐ４

２．認可原価の概要　・・・Ｐ５～10
- ・修正指示内容　・・・Ｐ５
- ・前回平成20年改定時との比較　・・・Ｐ７

３．認可原価の内訳　・・・Ｐ11～20
- ・人件費　・・・Ｐ11
- ・燃料費　・・・Ｐ12
- ・購入・販売電力料　・・・Ｐ13
- ・修繕費　・・・Ｐ14
- ・減価償却費　・・・Ｐ15
- ・事業報酬　・・・Ｐ16
- ・公租公課　・・・Ｐ18
- ・原子力バックエンド費用　・・・Ｐ19
- ・その他経費・その他控除収益　・・・Ｐ20

４．原価および収入　・・・Ｐ21～22
- ・規制部門　・・・Ｐ21
- ・自由化部門　・・・Ｐ22

５．規制部門の料金　・・・Ｐ23～26
- ・従量電灯のお客さまにおける値上げ影響緩和　・・・Ｐ23
- ・季節別時間帯別電灯の新規加入の停止　・・・Ｐ24
- ・主なご契約メニューの値上げ影響　・・・Ｐ25
- ・従量電灯Ａのご使用量ごとの値上げ影響　・・・Ｐ26

６．自由化部門の料金　・・・Ｐ27～29
- ・値上げ内容の見直し　・・・Ｐ27
- ・値上げ内容の見直しに伴う電気料金の取扱い　・・・Ｐ28
- ・値上げ影響額の例　・・・Ｐ29

７．料金のお支払い制度の変更　・・・Ｐ30
- ・規制部門・自由化部門共通　・・・Ｐ30

８．値上げに係るお客さまへのご説明　・・・Ｐ31～34
- ・規制部門　・・・Ｐ31
- ・自由化部門　・・・Ｐ32
- ・省エネ・節約につながる情報提供　・・・Ｐ33

９．燃料費調整の前提諸元　・・・Ｐ35～37

10．託送供給約款の料金見直し　・・・Ｐ38

１．電気料金の値上げの概要

○　当社は、平成25年２月20日に、規制部門は１０．９４％の値上げ申請を行い、自由化部門については１７．５０％の値上げをお願いさせていただきました。（規制・自由化部門合計では、１４．１１％の値上げ。）

○　その後、電気料金審査専門小委員会や消費者委員会、公聴会、物価問題に関する関係閣僚会議等を経て、８月２日に経済産業省から申請原価に対する修正指示をいただきました。

○　これを受け、８月６日、修正指示内容を反映した料金原価（４，９２４億円）について、経済産業大臣へ補正申請し、同日、９月１日より、規制部門のお客さまに７．８０％の値上げをお願いする旨の認可をいただきました。

○　なお、今回の認可に合わせて、自由化部門のお客さまの値上げ率も１４．７２％に見直しいたします。
（規制・自由化部門合計では１１．１５％の値上げとなります。）

今回認可原価と「値上げ前の料金による収入」の比較（平成25～27年度平均）

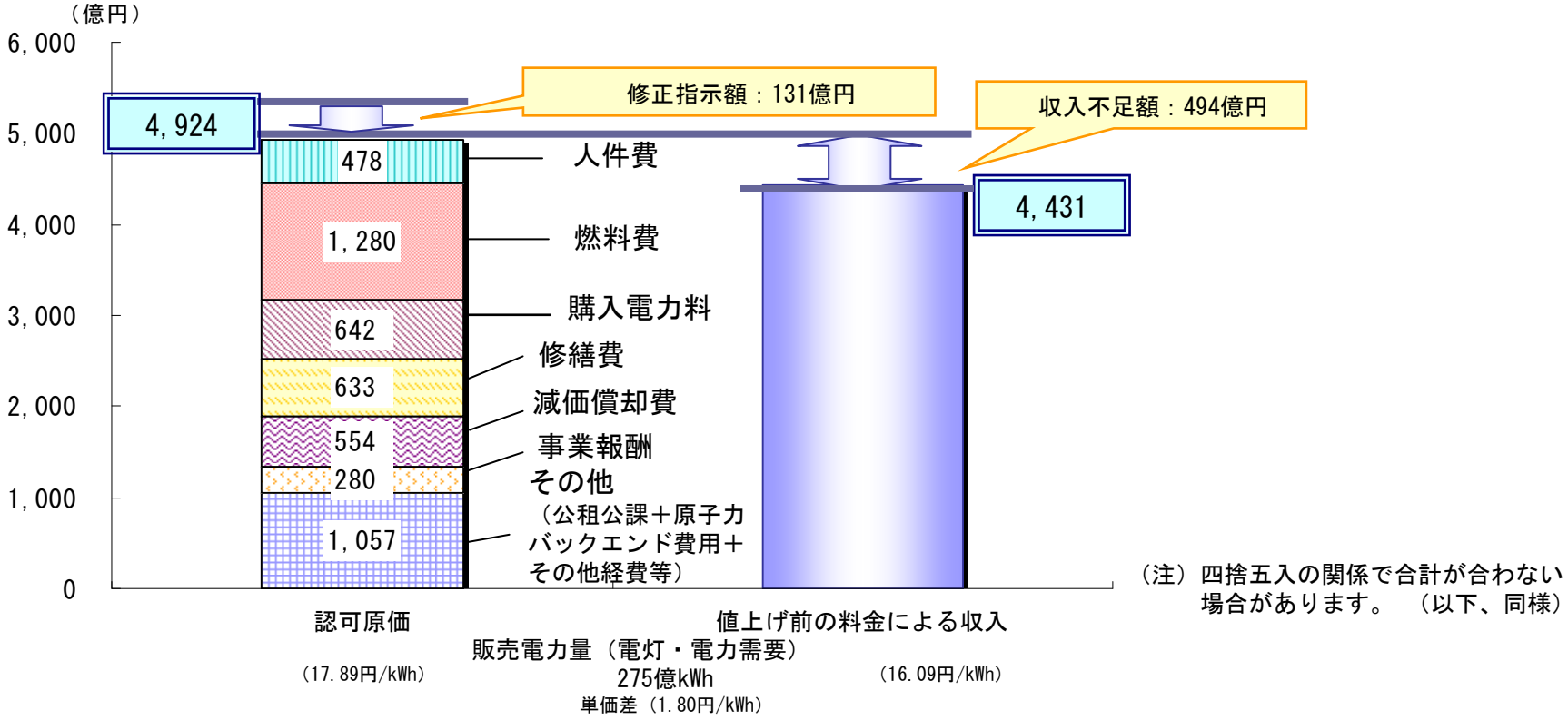

（注）四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。　（以下、同様）

１．電気料金の値上げの概要（申請から認可までのプロセス）

○　２月20日の申請以降、８月６日に認可をいただくまでのプロセスは、以下のとおりです。

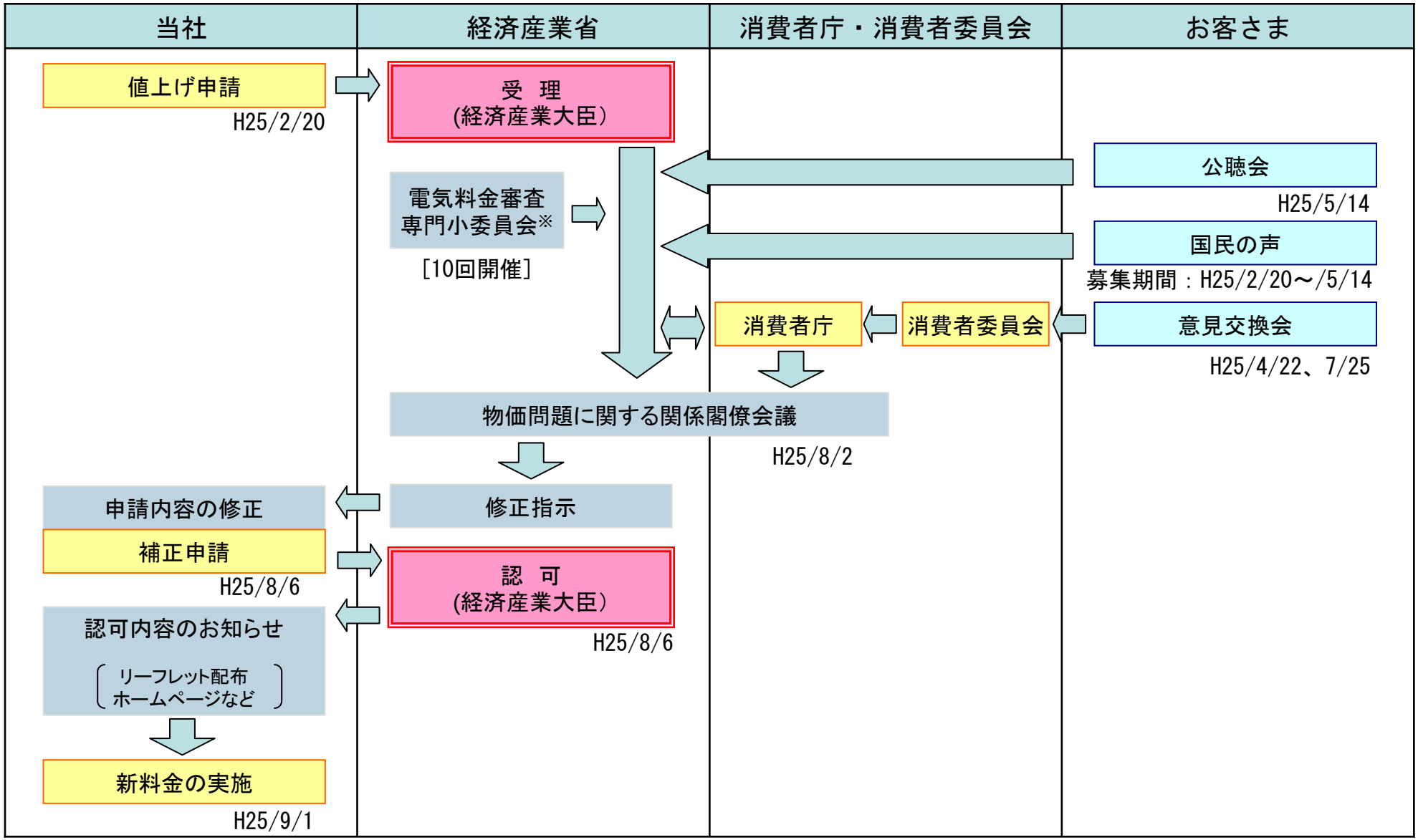

※７月１日から、経済産業省の審議会について一部組織の見直しが実施されたことに伴い、「電気料金審査専門委員会」から「電気料金審査専門小委員会」に変更。

２．認可原価の概要（修正指示内容）

○　修正指示内容を反映した項目毎の修正額と主な修正内容は、以下のとおりです。

	修正額(億円)	主な修正内容　　〔　　〕内は修正額（億円）
人　件　費	▲３９	・役員給与を国家公務員の指定職の水準（1,800万円）まで引き下げ　〔▲2〕 ・従業員１人当たりの給与水準を引き下げ（645万円⇒615万円）　〔▲17〕 ・出向者給与負担の原価不算入を拡大　〔▲18〕 ・退職給付水準を引き下げ　〔▲1〕
燃　料　費	▲２	・ＬＮＧについて、25・26年度は電力会社のトップランナー価格、27年度は天然ガス連動価格が一部反映されるものとして引き下げ　〔▲4〕
購入電力料 販売電力料	▲２３	・購入電力料における契約更改分について、今後の効率化努力を織り込み　〔▲7〕 ・販売電力料については、卸電力取引所の最大限の活用を試算に基づき織り込み　〔▲12〕
修　繕　費	▲１７	・先行投資、不使用設備、予備品等に係る原価を不算入　〔▲2〕 ・スマートメーター価格について東京電力の査定単価水準への引き下げおよび通信手段の見直し　〔▲5〕 ・新規契約分について、今後の効率化努力を織り込み　〔▲8〕
資　本　費	▲１７	・先行投資、不使用設備、予備品等に係る原価を不算入　〔▲4〕 ・事業報酬率の引き下げ（3.0%⇒2.9%）〔▲10〕 ・新規契約分について、今後の効率化努力を織り込み　〔▲1〕

２．認可原価の概要（修正指示内容）

	修正額(億円)	主な修正内容　　〔　　〕内は修正額（億円）
公租公課	▲３	・先行投資、不使用設備、予備品等に係る原価を不算入　〔▲1〕 ・総原価の減少に伴う事業税の減　〔▲1〕
その他経費・ その他控除収益	▲３０	・委託費（今後の効率化努力を織り込み 等）〔▲4〕 ・普及開発関係費（節電や省エネ推進を目的としたものであってもＰＲ･コンサルティング活動に係る費用は原価不算入 等）　〔▲4〕 ・研究費（優先度が低い研究、販売促進的な側面が強い研究を原価不算入 等）　〔▲11〕 ・養成費（優先度が低い研修を原価不算入 等）〔▲3〕 ・その他（廃棄物処理費、消耗品費、補償費、賃借料、諸費、固定資産除却費等の削減）〔▲8〕

合　計	▲１３１	※接続供給に伴う託送収益を除く

効率化の深掘り （再掲）	▲２８	・原価算定期間のコスト削減額が原則として10.5%に満たない場合には、震災以降取り組んだ効率化を勘案した上で、10.5%に対する未達分を原価不算入　〔▲24〕 ・子会社、関係会社取引については、一般管理費等のコスト削減可能な部分について、出資比率に応じて10.5%を原価不算入　〔▲4〕

２．認可原価の概要（前回平成20年改定時との比較）

○　平成25～27年度の年平均小売対象原価は、▲２８１億円の経営効率化に加え、修正指示（▲１３１億円）を反映するものの、火力発電の稼働増による火力燃料費の増加や融通送電の縮小による控除収益の減などにより、前回改定時（平成20年度）と比べて、１６０億円増加しています。

◇前回原価との比較

（億円）

	認可原価（H25～H27）A	前回（H20）B	差引 C＝A－B
人件費	478	593	▲115
燃料費	1,280	1,179	101
火力燃料費	1,228	1,093	135
核燃料費	52	86	▲34
購入電力料	642	743	▲100
修繕費	633	673	▲40
資本費	834	964	▲130
減価償却費	554	669	▲115
事業報酬	280	296	▲16
公租公課	336	373	▲36
原子力ﾊﾞｯｸｴﾝﾄﾞ費用	88	170	▲82
その他経費	858	903	▲45
控除収益	▲212	▲830	618
販売電力料	▲120	▲715	595
その他控除収益	▲92	▲115	22
総原価	4,939	4,768	171
接続供給託送収益	▲14	▲3	11
小売対象原価	4,924	4,764	160
改定前収入	4,431	4,822	▲391
差引過不足	494	▲57	551

◇原価算定の前提諸元

	今回（H25～H27）A	前回（H20）B	差引 C＝A－B
販売電力量　※1（億kWh）	275	292	▲17
原油価格　※2（$/ﾊﾞﾚﾙ）	114	93	21
為替レート　※2（円/ﾄﾞﾙ）	80	107	▲27
原子力利用率※3（%）	33.8	82.0	▲48.2
事業報酬率　※4（%）	2.9	3.0	▲0.1
経費対象人員　（人）	6,184	5,975	209
シニア社員除き	5,843	5,975	▲132

※1　販売電力量は、自社消費分を除いています。
※2　原油価格・為替レートは、申請時期の直近3ヶ月の貿易統計価格（平成24年10月～12月の平均値）を参照しています。
※3　原子力利用率は、伊方３号機の再稼働を平成25年７月とした場合の値としています。
※4　事業報酬率については、「一般電気事業供給約款料金算定規則」等に基づき算定しています。なお、修正指示により、申請原価の3.0%から0.1%低下し、2.9%となりました。

【参考】原価算定期間における原子力発電の織り込み状況

○　原子力の稼働を見込むことにより、料金の値上げ幅を圧縮できますので、伊方発電所の３基のうち、新規制基準への対応が最も進んでいる３号機の再稼働を織り込んで原価を算定しております。

○　現在、３号機は新規制基準への適合性について審査中でありますが、弊社としては伊方発電所全基の早期再稼働を目指して、安全対策に万全を期すとともに、引き続き地元の皆さまへの理解活動に真摯に取り組んでまいります。

		原価算定期間		
		25年度	26年度	27年度
伊方発電所	１号機	今回の原価算定にあたっては稼働を織り込んでおりません		
	２号機			
	３号機	稼働を前提としております		

【参考】当社における今回の値上げの特徴（供給力と融通の状況）

○　今回原価と前回原価を比べた場合、火力燃料費の増加が比較的少ない一方、控除収益（販売電力料）が大幅に減少しています。これは、原子力利用率が低下する中、自社需要への電力供給を安定的に行うため、融通送電に活用していた火力を自社需要に充当したためです。この結果、当社管内のお客さまにご負担いただく火力燃料費は大幅に増加しており、今般、やむを得ず、値上げをお願いすることとなりました。

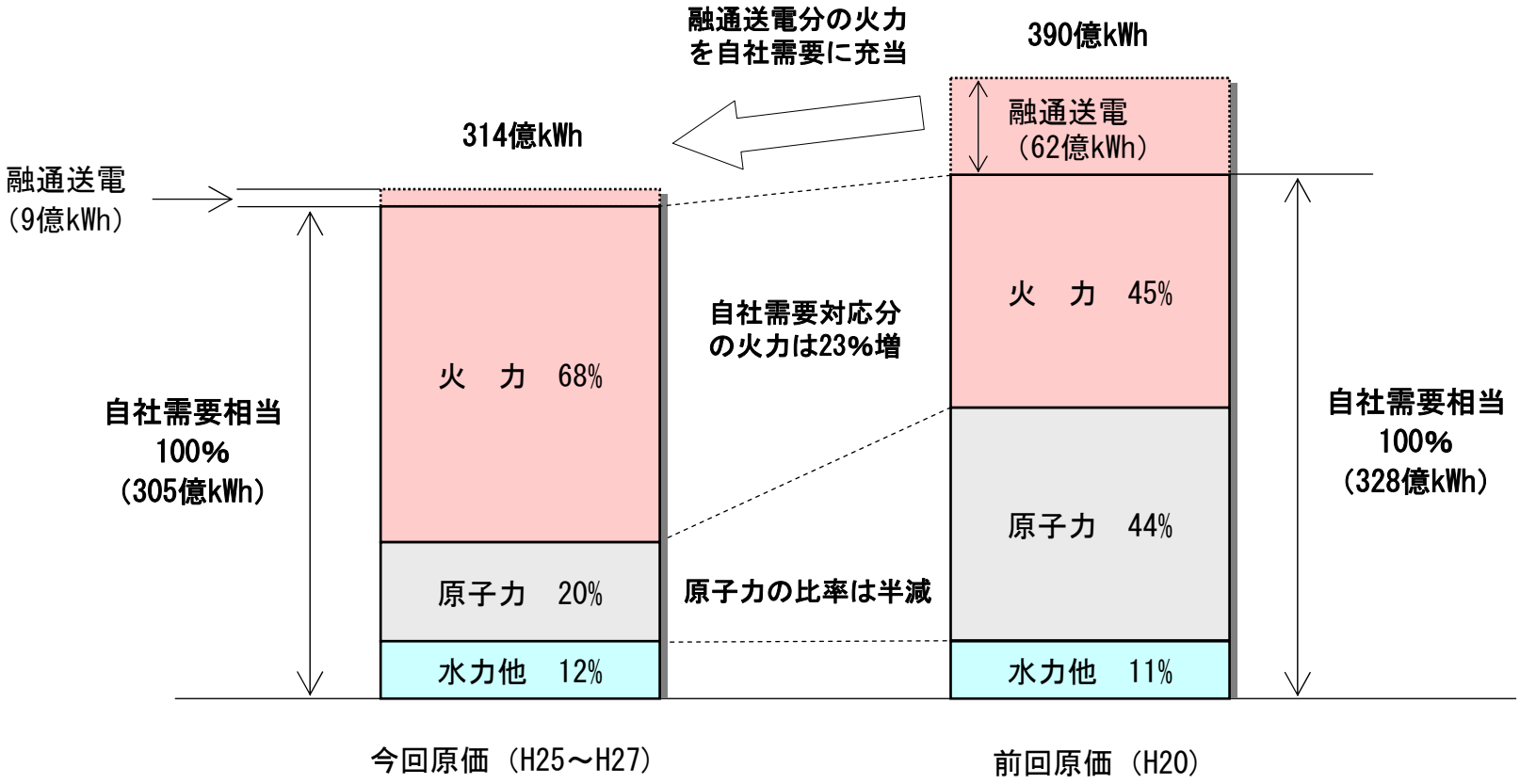

【参考】申請原価に織り込んだ経営効率化の内訳

○　２月に申請した原価には、お客さまのご負担を極力軽減できるよう、平成25年度から27年度の３年平均で、▲２８１億円のコスト削減（６％程度の値上げ率圧縮）を織り込んでおりました。

○　今回の申請原価に対する修正指示の内容を踏まえ、今後、更なるコスト削減に努めてまいります。

◇H25～27年度におけるコスト削減額

項　目	H25～H27平均の削減額	取　り　組　み　内　容
人　件　費	▲９７億円	・採用の抑制　・役員報酬の削減 ・給料手当の削減　・厚生費の削減 ・委託検針集金費の削減　・雑給の削減　など
需給関連費 （燃　料　費 購入電力料）	▲２６億円	・低品位炭の利用拡大等石炭調達コストの低減 ・購入電力料の削減交渉 ・卸電力取引所の積極的な活用　など
修　繕　費	▲７１億円	・調達・取引価格の低減 ・工事内容、実施時期の精査
減価償却費	▲１０億円	・調達・取引価格の低減 ・工事内容、実施時期の精査
諸　経　費	▲７７億円	・調達・取引価格の低減 ・普及開発関係費の削減　・寄付金、諸会費、団体費等の削減 ・研究費の削減　・賃借料、間接部門の養成費等の削減
合　　計	▲２８１億円	－

３．認可原価の内訳（人件費）

○　人件費は、申請時に織り込んだ給料手当や厚生費の削減などの効率化に加え、申請原価に対する修正指示の反映（▲３９億円）により、前回原価と比べて▲１１５億円の減となっております。

（億円）

	認可原価（H25～H27）A	前回（H20）B	差引 C＝A－B	備考
役員給与	3	(7) 5	(▲4) ▲2	役員報酬を国家公務員指定職の水準（1,800万円）まで引き下げ
給料手当	333	437	▲104	従業員１人当たりの給与水準を615万円まで引き下げ
基準賃金	323	329	▲6	（常用労働者1,000人以上の企業や公益業種の給与を基に、当社の年齢構成、地域間の給与格差等を考慮した水準としている）
基準外賃金	49	53	▲4	
諸給与金	54	147	▲94	出向者給与負担の原価不算入を拡大
控除口	▲92	▲92	▲0	
給料手当振替額	▲2	▲4	2	
退職給与金	42	44	▲2	役員退職慰労金を廃止
［再掲］役員退職慰労金		2		
厚生費	73	77	▲4	
法定厚生費	54	58	▲4	健康保険料の事業主負担割合を27年度末に53%台まで引き下げ
一般厚生費	18	19	▲1	持株奨励金の原価不算入を反映
委託検針費	16	19	▲3	委託検針・集金員の年収を引き下げ
委託集金費	5	5	▲1	
雑給	9	9	▲1	嘱託等の年収を引き下げ
人件費計	478	593	▲115	
経費対象人員（人）	6,184	5,975	209	定時採用の抑制、シニア社員（定年退職再雇用者）の増加
シニア社員除き	5,843	5,975	▲132	

（注）役員給与の（ ）内は役員退職慰労金を含む役員報酬総額での金額を記載。 今回の経費対象人員にはシニア社員を含みます。

３．認可原価の内訳（燃料費）

○　燃料費は、申請原価に対する修正指示を反映（▲２億円）するものの、原子力利用率の低下（前回：82.0%→今回：33.8%）に伴う火力発電の稼働増により、合計では、前回原価と比べて１０１億円の増となっております。

（億円、億kWh、円/kWh）

	認可原価（H25～H27）Ａ			前回（H20）Ｂ			差引　Ｃ＝Ａ－Ｂ		
	金　額	発　電 電力量	単　価	金　額	発　電 電力量	単　価	金　額	発　電 電力量	単　価
火力	1,228	149	8.25	1,093	137	7.96	135	12	0.29
石油系	573	39	14.56	629	42	15.15	▲55	▲2	▲0.59
ガス系	331	35	9.55	178	18	10.12	153	17	▲0.57
石炭系	323	75	4.33	286	78	3.66	37	▲3	0.67
原子力	52	60	0.86	86	145	0.59	▲34	▲85	0.27
水力	－	22	－	－	22	－	－	▲1	－
新エネ	－	0.03	－	－	0.01	－	－	0.02	－
燃料費計	1,280	230	5.55	1,179	305	3.87	101	▲75	1.69

原子力利用率	33.8　%	82.0　%	▲48.2　%

３．認可原価の内訳（購入・販売電力料）

○　購入電力料は、契約更改による影響などに加え、申請原価に対する修正指示の反映（▲１２億円）により、前回原価と比べて▲１００億円の減となっております。

○　販売電力料は、申請原価に対する修正指示を反映（１１億円）するものの、他電力への融通送電の縮小などにより、前回原価と比べて▲５９５億円の減（原価増）となっております。

（億円、億kWh、円/kWh）

	認可原価（H25～H27） A			前回（H20） B			差引 C＝A－B		
	金　額	発受電電力量	単　価	金　額	発受電電力量	単　価	金　額	発受電電力量	単　価
購入電力料	642	86	7.47	743	87	8.54	▲100	▲1	▲1.07
地帯間購入	－	－	－	－	－	－	－	－	－
他社購入	642	86	7.47	743	87	8.54	▲100	▲1	▲1.07

（億円、億kWh、円/kWh）

	認可原価（H25～H27） A			前回（H20） B			差引 C＝A－B		
	金　額	発受電電力量	単　価	金額	発受電電力量	単　価	金　額	発受電電力量	単　価
販売電力料	120	9	11.98	715	62	11.56	▲595	▲53	0.42
地帯間販売	79	6	12.28	715	62	11.56	▲636	▲55	0.72
他社販売 （うち、卸電力取引所活用試算分※）	41 (12)	3 (－)	11.20 (－)	－	－	－	41 (12)	3	11.20

※　販売電力料、他社販売の発受電電力量、単価には、卸電力取引所活用試算分を含まない。

３．認可原価の内訳（修繕費）

○　修繕費は、スマートメーター導入や火力発電所の保守・点検の増等の増加要因はあるものの、調達・取引価格の低減や工事内容・実施時期の精査に加え、申請原価に対する修正指示の反映（▲１７億円）により、前回原価と比べて▲４０億円の減となっております。

○　なお、修繕費率（帳簿原価に対する修繕費の比率）は、「審査要領」においてメルクマール（基準）として設定された過去の修繕費率を下回っております。

（億円）

	認可原価（H25～H27）A	前回（H20）B	差引 C＝A－B
水力	26	32	▲6
火力	153	139	14
原子力	126	196	▲70
新エネ	0.1	－	0.1
送電	32	33	▲1
変電	19	25	▲6
配電	266	216	50
業務	9	32	▲22
修繕費計	633	673	▲40

◇メルクマール※1との比較

（億円）

	認可原価	直近５ヵ年※2
平均修繕費（D）	633	629
平均帳簿原価（E）	29,957	29,277
修繕費率（D）／（E）	2.11%	2.15%

※1　査定方針に基づき修繕費率の算定期間を直近3ヵ年から5ヵ年に変更

※2　直近5ヵ年はH20～H24年度実績の平均

３．認可原価の内訳（減価償却費）

○　減価償却費は、伊方発電所の一層の安全対策の実施などによる増加要因はあるものの、償却の進行に加え、申請原価に対する修正指示の反映（▲４億円）により、前回原価と比べて▲１１５億円の減となっております。

（億円）

	認可原価 (H25～H27) A	前回 (H20) B	差引 C＝A－B	備考
水力	40	46	▲6	償却の進行
火力	90	130	▲39	
原子力	132	141	▲9	
新エネ	1	－	1	設備区分の新設
送電	101	127	▲26	償却の進行
変電	76	92	▲16	
配電	77	87	▲9	
業務	37	46	▲9	
減価償却費計	554	669	▲115	

３．認可原価の内訳（事業報酬）

○　お客さまに電気を安全・安定的にお届けするためには、事業運営に必要な資金を円滑に調達する必要がありますが、この資金調達コストに相当する「事業報酬」については、「一般電気事業供給約款料金算定規則」により、適正な事業資産価値（レートベース）に事業報酬率を乗じて算定しております。

○　事業報酬は、償却の進行に伴うレートベースの減に加え、事業報酬率の引き下げ等修正指示の反映（▲１２億円）により、前回原価と比べて▲１６億円の減となっております。

○　なお、長期計画停止火力（阿南発電所１号機）等は、レートベースから除いております。

（億円）

		認可原価（H25～H27）A	前回（H20）B	差引 C＝A－B	備考
レートベース	特定固定資産	7,184	8,424	▲1,240	償却の進行
	建設中資産	214	150	64	伊方発電所の追加安全対策等による増
	核燃料資産	1,384	1,168	216	伊方発電所停止による増
	特定投資	270	91	179	日本原燃への増資
	運転資本	598	523	75	
	営業資本	459	407	52	総原価見直しによる増
	貯蔵品	139	115	24	燃料貯蔵品の増
	繰延償却資産	－	－	－	
	小計	9,650	10,355	▲705	
	原価変動調整積立金・別途積立金	－	▲500	500	積立金取り崩しによる
	合計 ①	9,650	9,855	▲205	
事業報酬率 ②		2.9	3.0	▲0.1	
事業報酬 ③＝①×②		280	296	▲16	

【参考】事業報酬（事業報酬率）

○　事業報酬率は、「一般電気事業供給約款料金算定規則」等を踏まえ、全産業の自己資本利益率や公社債利回り（自己資本報酬率）、10電力会社の平均有利子負債利子率（他人資本報酬率）などの指標を元に算定しております。

○　今回、申請原価に対する修正指示にもとづき、他人資本報酬率について、平成23年度実績から平成24年度実績に置き換えたことなどに伴い、事業報酬率は、申請原価の３．０％から０．１％低下し、２．９％となりました。

（％）

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	ウエイト	適用率	（参考）申請原価
自己資本利益率※1	8.00	7.99	8.44	4.70	4.77	6.95	5.88	94%（β値※4、5）	（H17～23平均）６．３６	（H17～23平均）６．３６ β値：94%
公社債利回り※2	1.43	1.85	1.69	1.55	1.41	1.18	1.08	6%（1－β）		
自己資本報酬率	7.61	7.62	8.04	4.51	4.57	6.60	5.59	100%		
他人資本報酬率※3	―								（H24）１．４４	（H23）１．４９
事業報酬率	自己資本報酬率〔6.36%〕×　自己資本比率〔30%〕＋　他人資本報酬率〔1.44%〕×　他人資本比率〔70%〕								２．９	３．０

※1　全産業（全電力除き）の自己資本利益率

※2　国債（10年）、地方債（10年）、政府保証債（10年）の3銘柄平均

※3　10電力会社の平均有利子負債利子率

※4　株式市場の株価平均が1単位変動する際の個別企業の株価変動感応度であり、企業のリスクを表す

※5　査定方針に基づきβ値の観測期間の見直しを行ったが変動なし
申請時「震災後から申請時点の直近の決算発表日」H23.3.11～H25.1.30
認可時「震災後から査定方針案のとりまとめ日」　H23.3.11～H25.7.24

３．認可原価の内訳（公租公課）

○　公租公課は、法人税法、地方税法およびその他税に関する法律の定めるところにより、販売電力量や伊方発電所の稼働状況等の前提計画をもとに算定しておりますが、法人税率の引き下げ等による法人税の減などに加え、申請原価に対する修正指示（▲３億円）を反映した結果、前回原価と比べて▲３６億円の減となっております。

（億円）

	認可原価 （H25～H27） A	前回 （H20） B	差引 C＝A－B	備　　考
水利使用料	7	8	▲0	
固定資産税	103	115	▲13	償却の進行による課税標準額の減
雑税※	14	11	3	
電源開発促進税	105	110	▲6	課税対象である販売電力量の減
事業税	58	63	▲5	
法人税等	50	65	▲16	法人税率の引き下げ等による減
公租公課計	336	373	▲36	

※住民税、事業所税、核燃料税、印紙税等

３．認可原価の内訳（原子力バックエンド費用）

○　原子力バックエンド費用（使用済燃料再処理等費、特定放射性廃棄物処分費、原子力発電施設解体費）は、伊方発電所の利用率が低下することなどから、前回原価と比べて▲８２億円の減となっております。

（億円）

	認可原価（H25～H27）A	前回（H20）B	差引 C＝A－B	備考
使用済燃料再処理等費	62	97	▲35	
使用済燃料再処理等発電費	30	65	▲35	利用率の減（前回82.0%→今回33.8%）
使用済燃料再処理等既発電費	32	32	―	
特定放射性廃棄物処分費	12	39	▲27	
当期発電対応分	7	21	▲14	利用率の減（前回82.0%→今回33.8%）
平成１１年末迄の発電対応分	5	17	▲13	平成25年度拠出終了による減
原子力発電施設解体費	14	35	▲20	利用率の減（前回82.0%→今回33.8%）
原子力バックエンド費用計	88	170	▲82	

３．認可原価の内訳（その他経費・その他控除収益）

○　その他経費は、原子力損害賠償支援機構への一般負担金や委託費などが増加しておりますが、普及開発関係費、諸費の削減などに加え、申請原価に対する修正指示の反映（▲３０億円）により、前回原価から▲４５億円の減となっております。

◇その他経費

（億円）

	認可原価（H25～H27）A	前回（H20）B	差引 C＝A－B
廃棄物処理費	60	48	11
消耗品費	24	22	3
補償費	8	24	▲15
賃借料	90	114	▲24
託送料	77	99	▲22
事業者間精算費	16	18	▲1
委託費	322	280	42
損害保険料	10	10	0
原子力損害賠償支援機構一般負担金	65	－	65
普及開発関係費	4	36	▲32
養成費	11	14	▲4
研究費	30	52	▲22
諸費	70	115	▲45
固定資産除却費	73	74	▲0
その他	▲2	▲1	▲0
合計	858	903	▲45

◇その他控除収益

（億円）

	今回（H25～H27）A	前回（H20）B	差引 C＝A－B
託送収益	▲22	▲37	15
事業者間精算収益	▲25	▲25	0
電気事業雑収益	▲42	▲47	4
遅収加算	▲3	▲6	3
預金利息	▲0	▲0	0
合計	▲92	▲115	22

※その他控除収益は地帯間・他社販売電力料を除きます。

○主な増減要因

・原子力損害賠償支援機構一般負担金　＋65
・委託費　＋42
（坂出ＬＮＧ運転開始に伴うＬＮＧ貯蔵業務委託開始　等）
・普及開発関係費　▲32
（イメージ広告、オール電化関連費用の原価不算入　等）
・諸費　▲45
（寄付金・諸会費の原価不算入、団体費の削減、
排出クレジット償却費の減　等）
・賃借料　▲24（借地借家料の低減　等）

４．原価および収入（規制部門）

○　規制部門の収入は、値上げ前の料金による収入では、徹底した経営効率化を反映しても、原価算定期間に見込まれる原価に対し年平均１７９億円の不足となります。このため、お客さまには多大なるご負担をおかけいたしますが、規制部門平均で１．５９円/kWh（７．８０%）の値上げをお願い申し上げます。

認可原価と「値上げ前の料金による収入」の比較（規制部門・平成25～27年度平均）

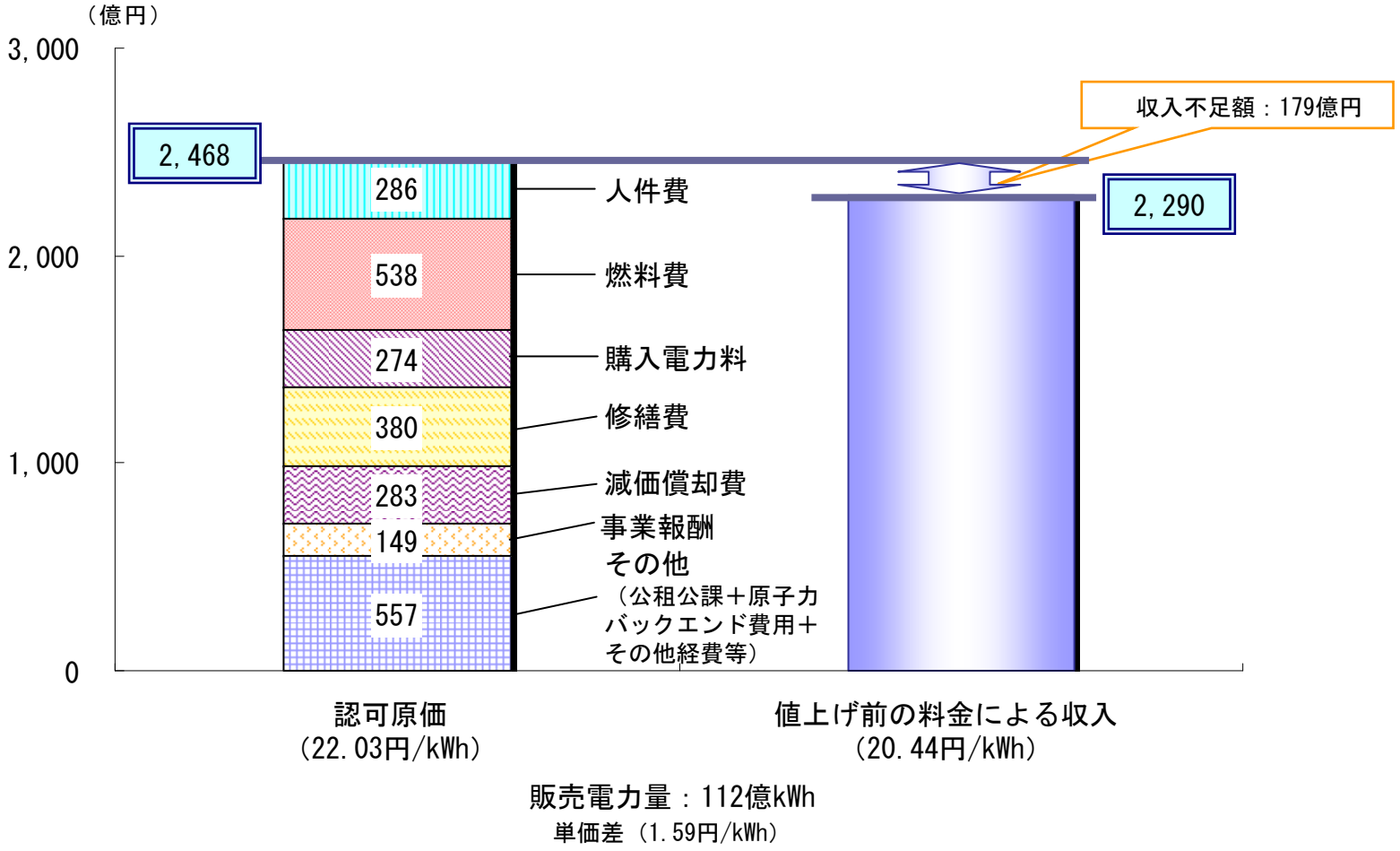

４．原価および収入（自由化部門）

○　自由化部門の収入は、値上げ前の料金による収入では、徹底した経営効率化を反映しても、原価算定期間に見込まれる原価に対し年平均３１５億円の不足となります。このため、お客さまには多大なるご負担をおかけいたしますが、自由化部門平均で１．９３円/kWh（１４．７２%）の値上げをお願い申し上げます。

認可原価と「値上げ前の料金による収入」の比較（自由化部門・平成25～27年度平均）

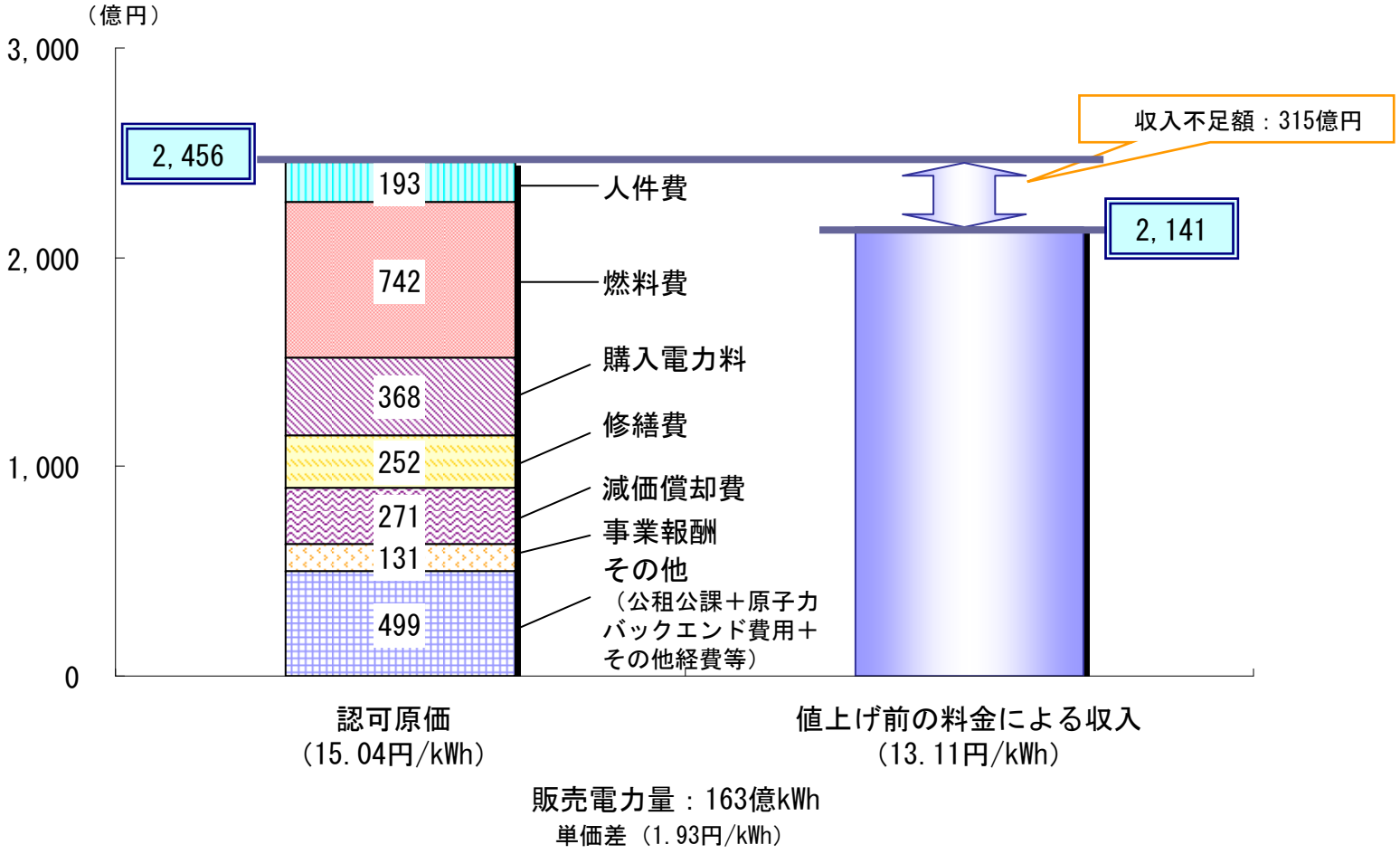

５．規制部門の料金（従量電灯のお客さまにおける値上げ影響緩和）

○　ご家庭などで多くご契約いただいている従量電灯においては、ご使用量の増加に伴い料金単価が上昇する３段階料金制度を導入しています。

○　今回の電気料金の値上げにあたりましては、申請時と同様、生活に必要不可欠な電気のご使用への値上げ影響を緩和するため、第１段階料金の値上げ幅を相対的に小さく設定する一方、省エネルギーを促進する観点から、第３段階料金の値上げ幅を大きく設定しております。

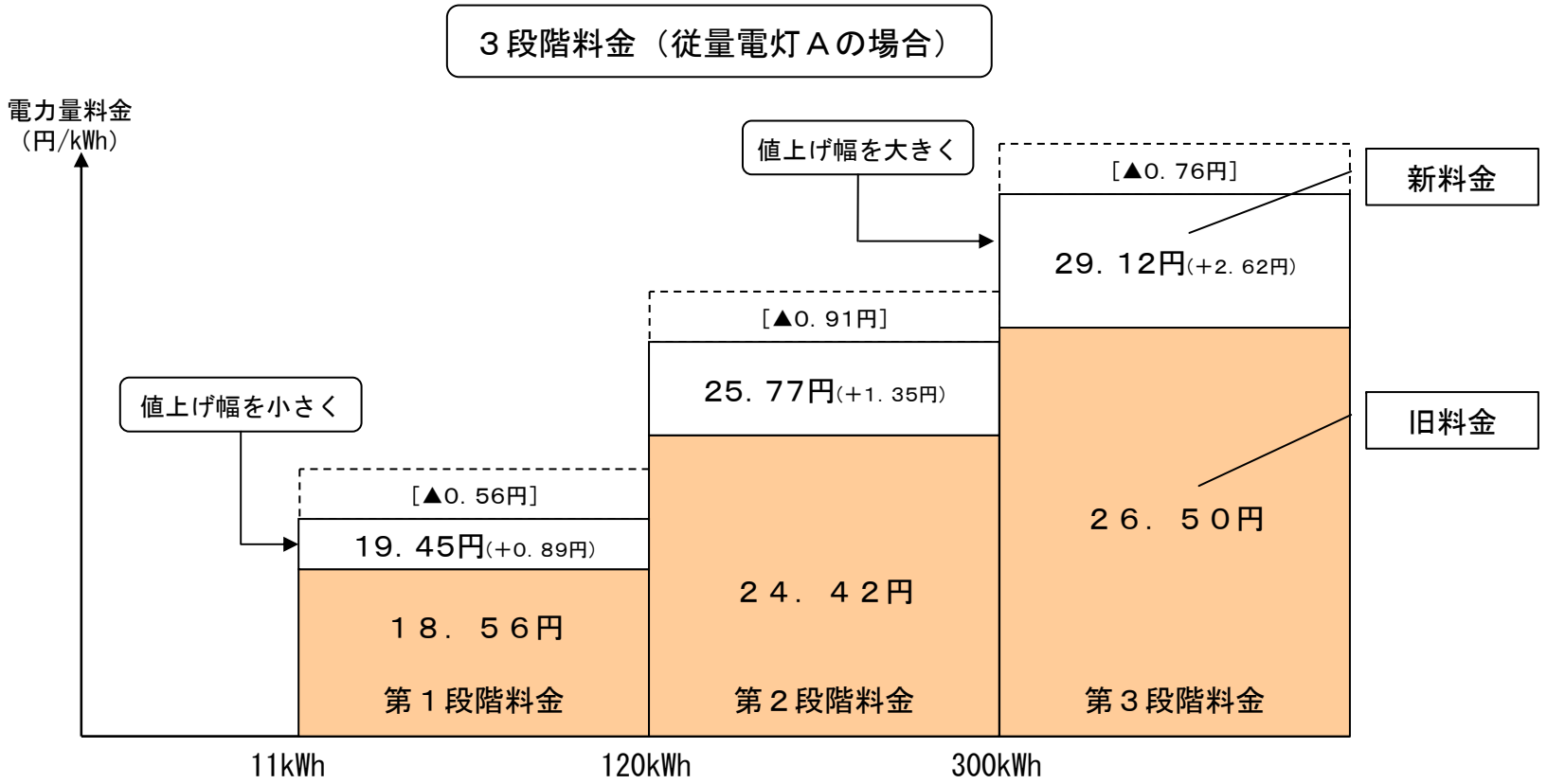

※（ ）内は旧料金からの値上げ幅、［ ］内は申請料金からの圧縮幅。
※ 旧料金には、平成24年10月～12月の平均燃料価格に基づく燃料費調整単価（▲0.03円/kWh）を含みます。
※ 旧料金、新料金ともに、消費税等相当額を含みます。

５．規制部門の料金（季節別時間帯別電灯の新規加入の停止）

○　当社では、スマートメーターを順次導入する予定としておりますが、これに伴い、これまで以上にきめ細かな料金設定が可能となることから、平成27年度以降のスマートメーターを活用した新しい料金メニューの導入について、検討を進めております。まずは、季節別・時間帯別にきめ細かな区分を設定したメニューを導入するとともに、需給状況に応じ柔軟に時間帯やレートの変更が可能なメニューについても幅広く検討を行い、特定のピークシフト機器の有無にかかわらず、幅広いお客さまにご加入いただけるよう、取り組んでまいる所存です。

○　こうした状況を踏まえ、夜間蓄熱式機器の保有を加入条件としており、またオール電化による附帯割引のある季節別時間帯別電灯については、平成27年３月31日をもって、新規加入を停止いたします。なお、平成27年３月31日までにご加入されているお客さまにつきましては、平成27年４月以降も引き続き当メニューをご利用いただけます。

（参考）スマートメーターを活用した新メニューの導入

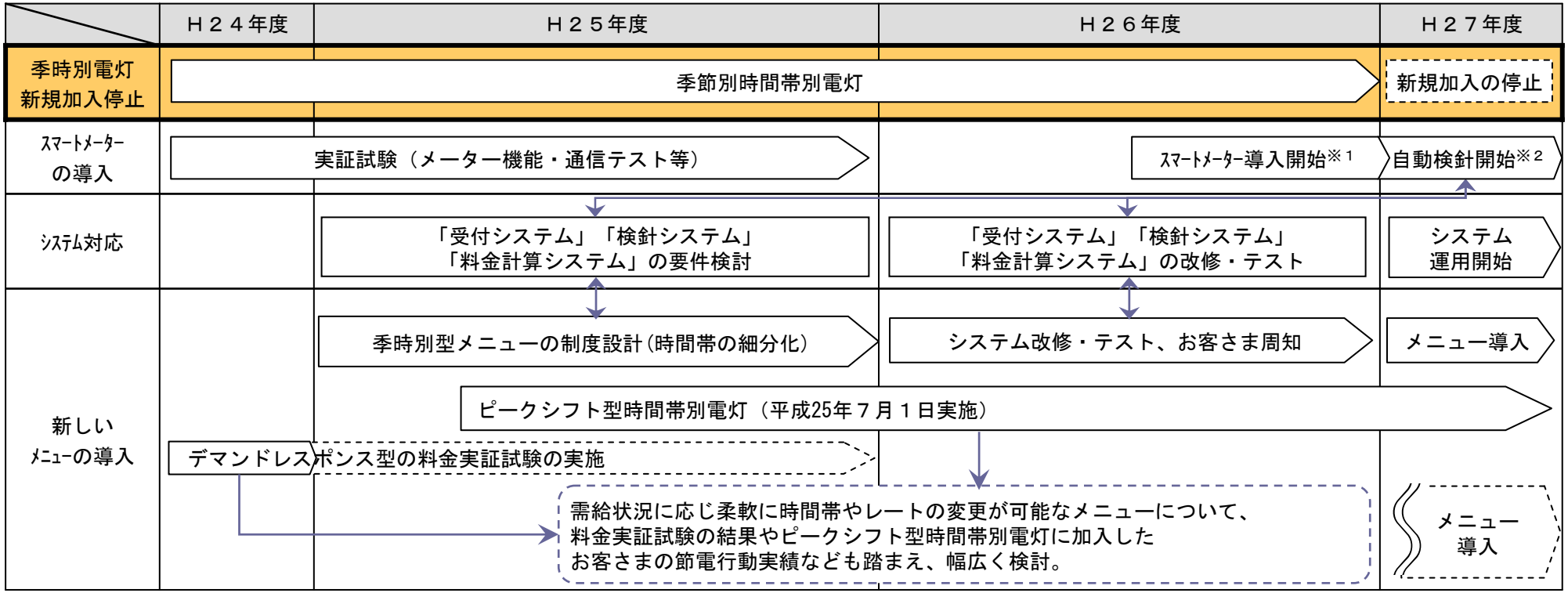

※１．法定取替のタイミングで導入。26年度は、目視検針のみ。　　※２．自動検針は、27年度から試行を実施、28年度から本格運用開始。

５．規制部門の料金（主なご契約メニューの値上げ影響）

○　規制部門における主な契約種別ごとの値上げ影響額は以下のとおりです。

○　なお、実施日以降、実際にお支払いいただく電気料金は、燃料費調整額、太陽光発電促進付加金および再生可能エネルギー発電促進賦課金により変動する場合があります。

	新料金	旧料金	値上げ幅	値上げ率
従量電灯Ａ （300kWh/月）	7,227 円	6,878 円	349 円	5.1 %
従量電灯Ｂ （契約容量 15kVA ご使用量 1,500kWh/月）	40,880 円	38,538 円	2,342 円	6.1 %
時間帯別電灯 （契約容量 6kVA［ｴｺｷｭｰﾄ 2kW］ ご使用量 530kWh/月 （昼間300kWh，夜間230kWh）	11,631 円	10,596 円	1,035 円	9.8 %
季節別時間帯別電灯 （契約容量 6kVA［ｴｺｷｭｰﾄ 2kW］ ご使用量 630kWh/月 （昼間375kWh，夜間255kWh）	13,012 円	11,756 円	1,256 円	10.7 %
低圧電力 （契約電力 8kW［力率90%］ ご使用量 440kWh/月）	14,476 円	13,793 円	683 円	5.0 %

※　上記のモデルは、１年間のご使用形態（夏季、その他季、昼間、夜間別）を契約種別ごとの実績平均に基づき想定し、１ヶ月あたりに平均化したものです。
※　旧料金には、平成24年10月～12月の平均燃料価格に基づく燃料費調整額を含みます。
※　旧料金、新料金ともに、
・口座振替割引額
・消費税等相当額
・平成25年５月分以降の単価に基づき算定した太陽光発電促進付加金および再生可能エネルギー発電促進賦課金
を含みます。（旧料金は、申請時点でお示ししたものとは異なります。）

５．規制部門の料金（従量電灯Ａのご使用量ごとの値上げ影響）

○　ご家庭などで最もご契約口数の多い従量電灯Ａにご加入のお客さまの値上げ影響額は、以下のとおりです。
○　なお、実施日以降、実際にお支払いいただく電気料金は、燃料費調整額、太陽光発電促進付加金および再生可能エネルギー発電促進賦課金により変動する場合があります。

ご使用量（kWh）	新料金（月額）	旧料金（月額）	値上げ幅（月額）	値上げ率
100	2,114 円	2,025 円	89 円	4.4 %
200	4,607 円	4,393 円	214 円	4.9 %
平均的なご使用量 300	7,227 円	6,878 円	349 円	5.1 %
400	10,182 円	9,571 円	611 円	6.4 %
500	13,137 円	12,264 円	873 円	7.1 %
600	16,092 円	14,957 円	1,135 円	7.6 %

※　旧料金には、平成24年10月～12月の平均燃料価格に基づく燃料費調整額を含みます。
※　旧料金、新料金ともに、
　・口座振替割引額
　・消費税等相当額
　・平成25年５月分以降の単価に基づき算定した太陽光発電促進付加金および再生可能エネルギー発電促進賦課金
を含みます。（旧料金は、申請時点でお示ししたものとは異なります。）

使用量ごとの口数比率（平成２４年度実績）

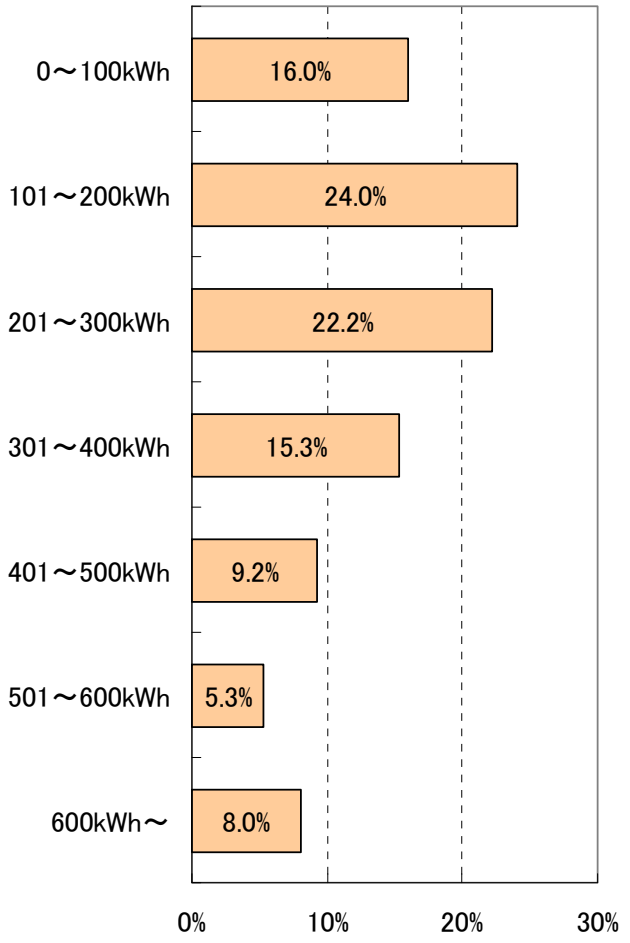

※従量電灯Ａのうち住宅用途のもの。

６．自由化部門の料金（値上げ内容の見直し）

○　自由化部門における電気料金の値上げ内容について、認可後の原価にもとづき、値上げ単価を見直しさせていただきます。

【 電力量料金の値上げ単価（税込み）】

	見直し前 (A)	見直し後 (B)	差 (B-A)
特別高圧	２円３６銭	１円９９銭	▲ ３７銭
高　　圧	２円４４銭	２円０５銭	▲ ３９銭

※特別高圧と高圧の単価差は、送電ロスの差によるものです。

（値上げ後の電力量料金単価のイメージ）

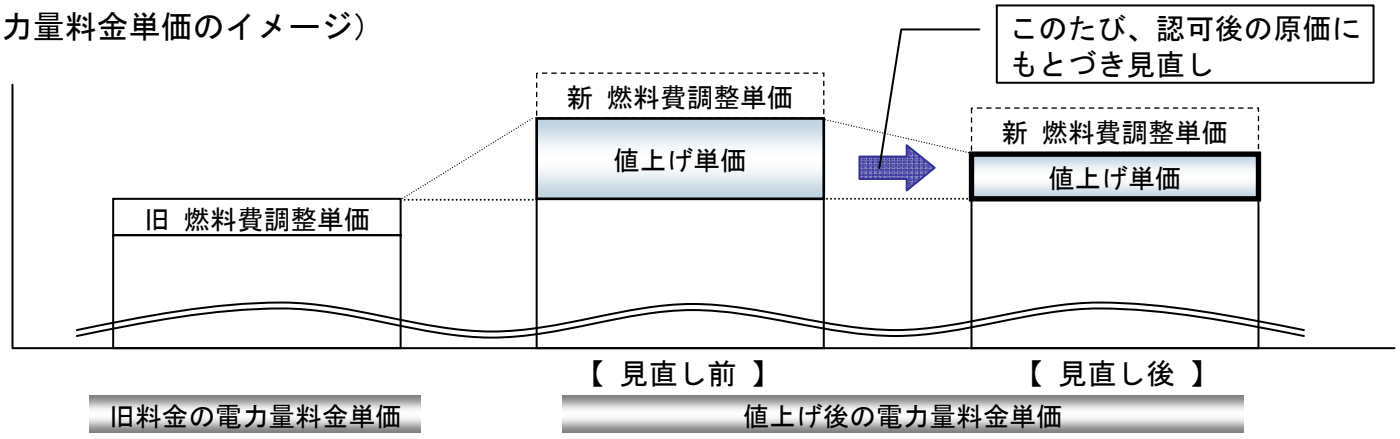

※旧料金の電力量料金単価は、平成24年10月～12月の平均燃料価格に基づく燃料費調整単価（▲0.02円/kWh）を含みます。
※値上げ後の電力量料金単価は、新しい燃料費調整単価により変動します。

６．自由化部門の料金（値上げ内容の見直しに伴う電気料金の取扱い）

○　自由化部門のお客さまについては、

・　７月分の電気料金は、見直し前の料金単価で算定のうえ、ご請求させていただき、今回の見直しによる料金単価の差分にもとづき算定した差額相当額を、８月分の電気料金にてお返しさせていただきます。

・　８月分以降は、見直し後の料金単価で算定のうえ、ご請求させていただきます。

【 電気料金のイメージ 】

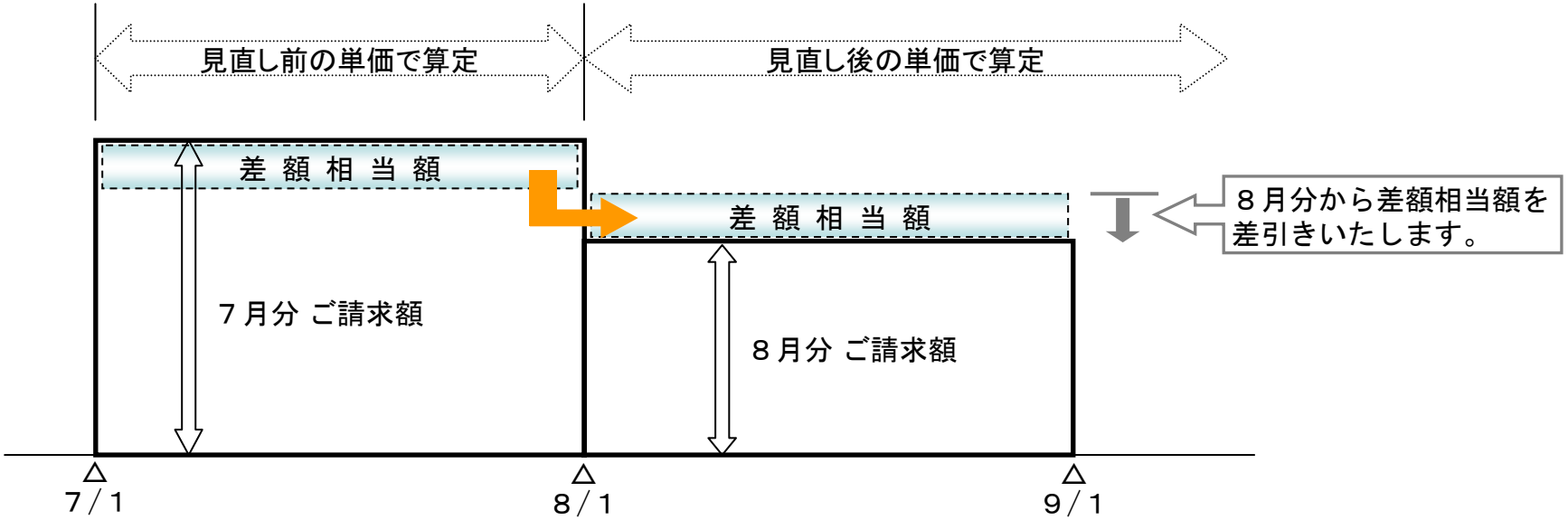

（ 差額相当額の算定式 ）

差額相当額 ＝ ７月分のご使用電力量 × 差額相当単価

差額相当単価（税込み）		
	特別高圧	▲ ３７銭
	高　　圧	▲ ３９銭

６．自由化部門の料金（値上げ影響額の例）

高圧で契約電力500kW未満のお客さま

	新料金	旧料金	値上げ幅	値上げ率
業務用電力 （契約電力　：　90kW 使用電力量：21,600kWh）	約 41.4万円	約 37.0万円	約 4.4万円	12.0%
高圧電力Ａ （契約電力　：　100kW 使用電力量：20,000kWh）	約 40.3万円	約 36.2万円	約 4.1万円	11.3%

高圧で契約電力500kW以上のお客さま

	新料金	旧料金	値上げ幅	値上げ率
業務用電力 （契約電力　：　900kW 使用電力量：261,000kWh）	約 477万円	約 423万円	約 54万円	12.6%
高圧電力Ｂ （契約電力　：　1,060kW 使用電力量：329,000kWh）	約 561万円	約 494万円	約 67万円	13.7%

※　上記のモデルは、「その他季」および力率100%で算定しております。
※　旧料金には、平成24年10月～12月の平均燃料価格に基づく燃料費調整額を含みます。
※　新料金、旧料金ともに、
　・消費税等相当額
　・平成25年５月分以降の単価に基づき算定した太陽光発電促進付加金および再生可能エネルギー発電促進賦課金
を含みます。（旧料金は、申請時点でお示ししたものとは異なります。）

７．料金のお支払い制度の変更（規制部門・自由化部門共通）

○　現行の「早遅収料金制度」は平成26年９月ご請求分までの適用をもって廃止し、平成26年10月ご請求分からは「延滞利息制度」を導入いたします。

現行：早遅収料金制度

・お客さまが、料金を早収期限日（検針日の翌日から20日目）までにお支払いいただく場合は早収料金を、早収期限日を経過してお支払いいただく場合は、早収料金に３％を加算した遅収料金をいただく制度です。

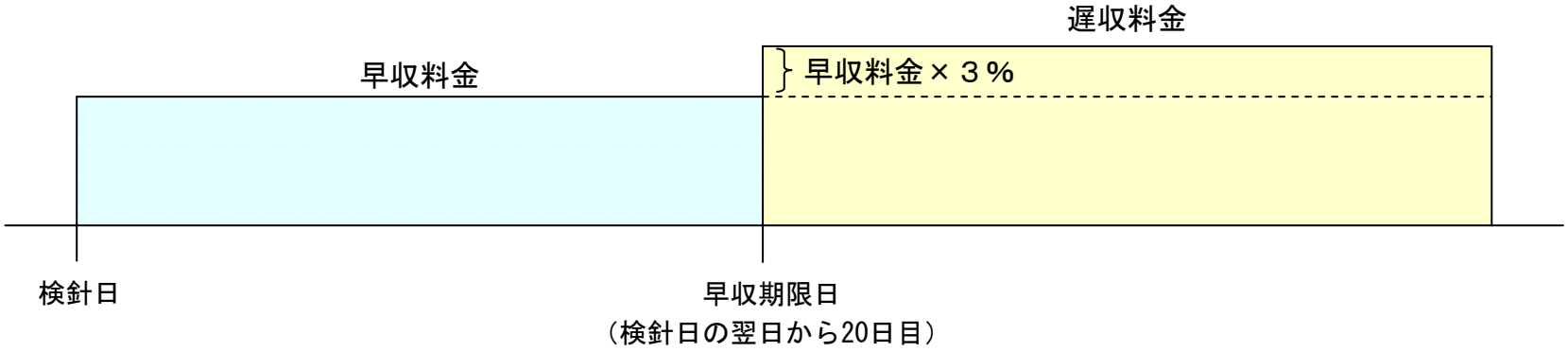

延滞利息制度

・お客さまが、料金を支払期日（検針日の翌日から30日目）を経過してお支払いいただく場合に、その経過日数に応じて年利10%（１日あたり約0.03%）の率で算定した延滞利息をいただく制度です。

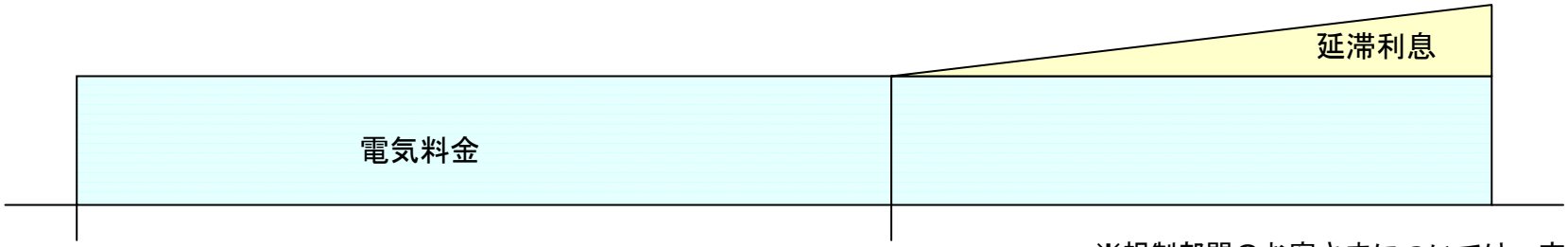

※規制部門のお客さまについては、支払期日の翌日から起算して10日以内にお支払いいただいた場合は、延滞利息をいただきません。

８．値上げに係るお客さまへのご説明（規制部門）

○　ご家庭や商店などの規制部門のお客さまには、値上げの実施概要や値上げ影響額等について、申請時と同様、当社ホームページや、検針時等におけるリーフレットの配布などを通じて、広くお知らせしてまいります。

○　また、各種団体の皆さまへのご訪問や、日常業務におけるお客さまとの接点など、あらゆる機会を通じて、丁寧かつ分かりやすいご説明に努めてまいります。

＜取り組み内容＞

ご家庭などのお客さま	○ 検針時などにリーフレットをお届けすることで、お客さまへもれなくお知らせいたします。 ○ 新聞広告により広くお知らせするとともに、当社ホームページ上で詳細かつタイムリーな情報提供を行います。 ○ ホームページ上では各種試算ツールを用意しており、お客さまご自身でご契約内容・ご使用実績に応じた「値上げ影響額」や「最適な料金メニュー」についてご確認いただけます。
各種団体の皆さま	○ 自治体や消費者団体など各種団体の皆さまには、ご訪問などを通じて、丁寧なご説明を実施してまいります。
お問い合わせへの対応	○ お客さまからのご意見やお問合せに対しては、各県のコールセンターに設置している専用窓口において丁寧にお応えするとともに、詳細なご説明を希望されるお客さまに対しては、個別訪問による対応を行います。 ○ 日常業務でお会いするお客さまに対しても、リーフレット等を活用し、ご説明いたします。

８．値上げに係るお客さまへのご説明（自由化部門）

○　自由化部門の全てのお客さまに、訪問や説明書の郵送などにより、値上げ内容の見直しについて お知らせさせていただきます。

＜取り組み内容＞

契約電力500kW以上のお客さま	○　全てのお客さまを訪問し、値上げ内容の見直しや影響額などについて、丁寧にご説明させていただきます。
契約電力500kW未満のお客さま	○　説明書の郵送や訪問などにより、値上げ内容の見直しや影響額などについて、丁寧にご説明させていただきます。
お問い合わせへの対応	○　値上げ申請日以降に開設した専用ダイヤルにおいて、お問い合わせに対し、引き続き丁寧にお応えしてまいります。

８．値上げに係るお客さまへのご説明（省エネ・節約につながる情報提供）

○　お客さまのご負担軽減につながる「節電・省エネ方法のご紹介」や「最適料金シミュレーション」など、お客さまへのお役立ち情報を、当社ホームページにおいて積極的に提供してまいります。

＜ホームページにおける情報提供内容＞

省エネ・節電方法のご紹介	【ご家庭などのお客さま向け】 ○　「暮らしの省エネ提案サイト」において、「省エネ・節電方法のご紹介」や「省エネ効果シミュレーション」など、様々なお役立ち情報をご提供しております。 【法人などのお客さま向け】 ○　お客さまの業態に応じた具体的な節電の手法や効果などについて、掲載しております。
最適料金シミュレーション	【ご家庭などのお客さま向け】 ○　お客さまのご使用実績にもとづき、最適な料金メニューを試算していただける「最適料金シミュレーション」を、当社ホームページに掲載しております。
電気料金・使用量照会サービス	【ご家庭などのお客さま向け】 ○　省エネ・節約に向けた目安となるよう、当社ホームページにおいて、過去１３ヵ月分の電気料金・ご使用量を表とグラフにてご確認いただけるサービスを提供しております。

【参考】省エネ・節約につながる情報提供イメージ

■省エネ・節電方法のご紹介

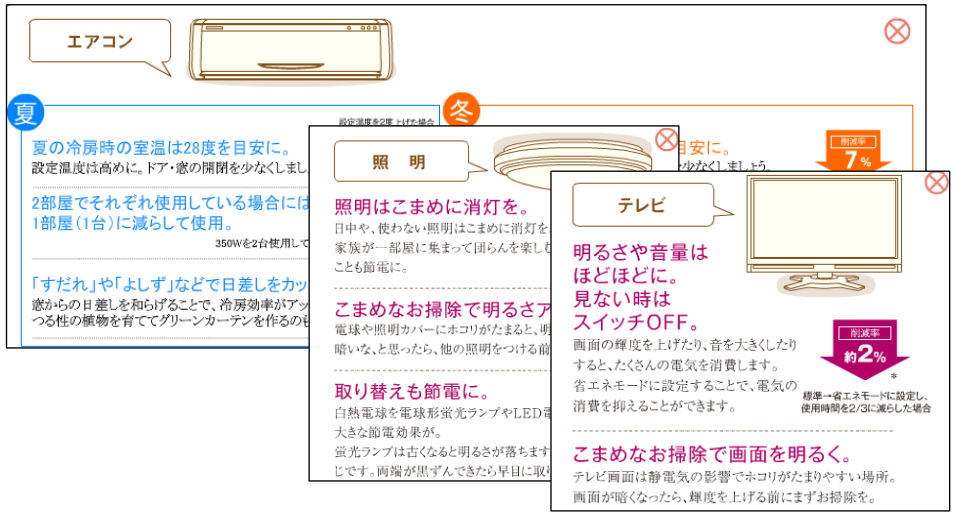

■省エネ効果シミュレーション

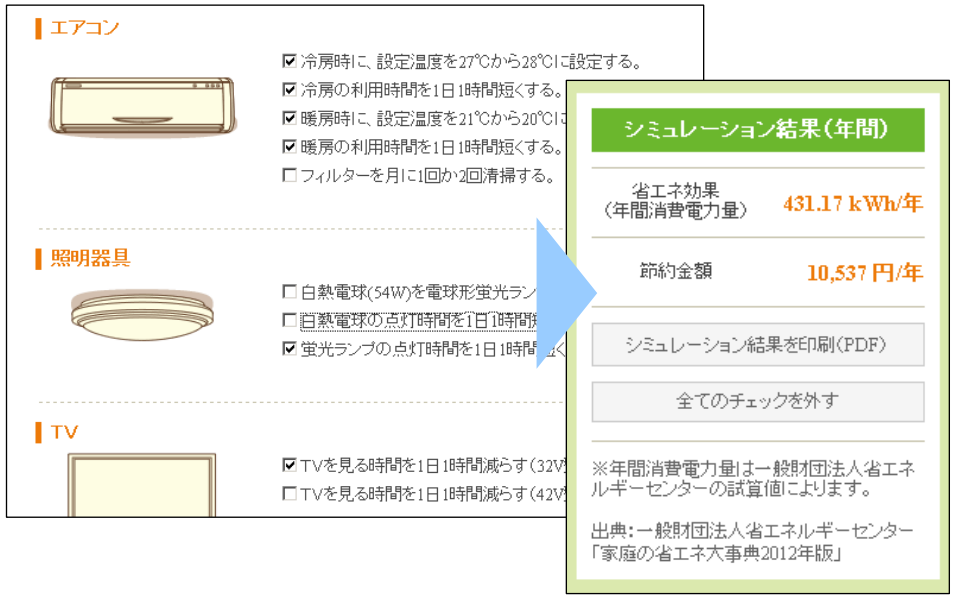

■最適料金シミュレーション

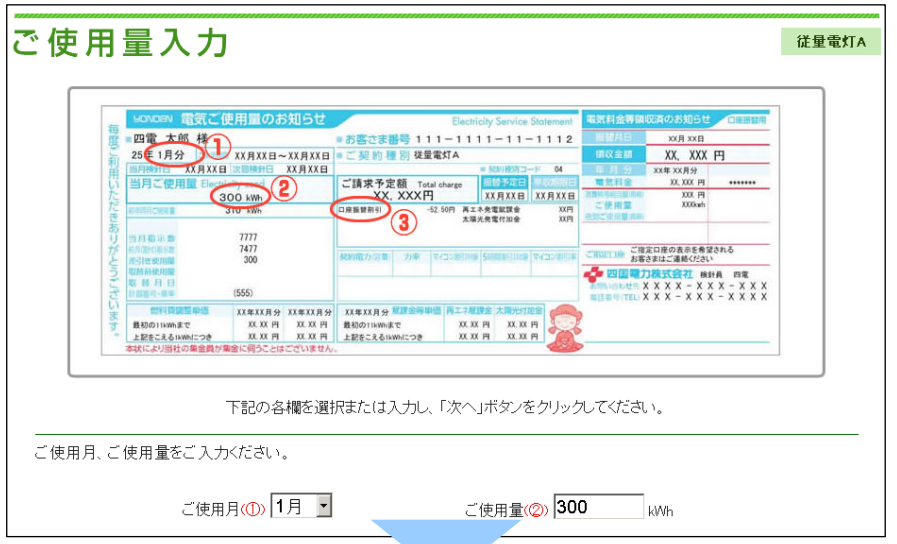

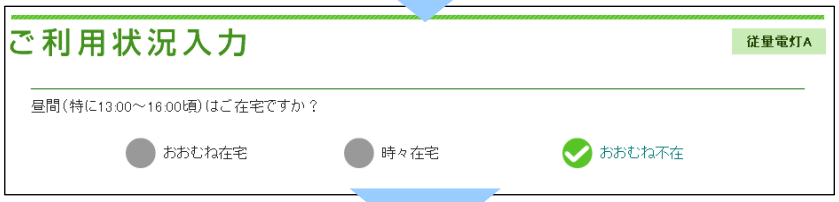

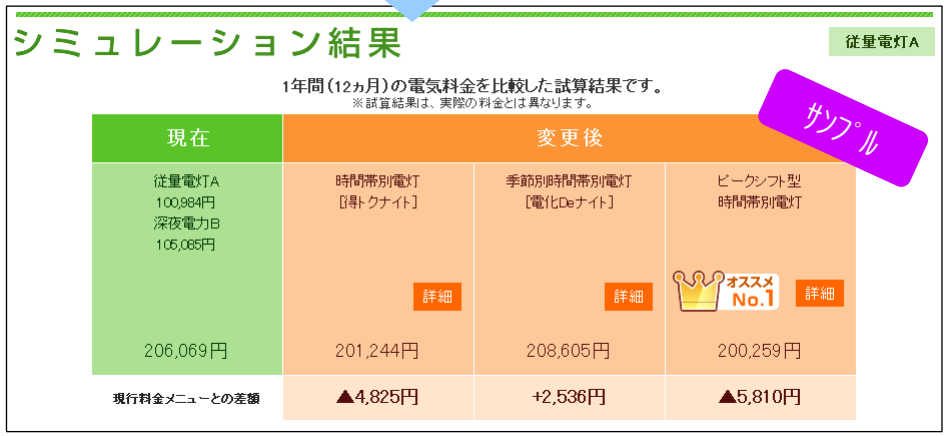

９．燃料費調整の前提諸元 ①

○　原価算定期間における電源構成および化石燃料価格の見通しをもとに、燃料費調整の前提諸元を見直します。
○　基準燃料価格の算定に用いる換算係数は、現行では原油（α）と石炭（γ）の２種類でしたが、前回改定（平成20年９月）以降、ＬＮＧ火力発電ユニットを新設したことから、今回からＬＮＧ（β）が追加となります。
○　基準単価(平均燃料価格が1,000円/kℓ変動した場合の1kWhあたりの調整単価)は、化石燃料ウェイトの増加に伴い現行に比べ45%上昇しています。このため、燃料価格の変動に伴う燃料費調整の調整幅は、現行に比べ、この分大きくなります。

			新料金	旧料金	差引
基準燃料価格		円/kℓ	26,000	25,200	800
換算係数	（原　油）　α	－	0.2104	0.2433	▲0.0329
	（ＬＮＧ）　β	－	0.0541	－	0.0541
	（石　炭）　γ	－	1.0588	1.1248	▲0.0660
基準単価（税抜・平均）		円/kWh	0.173	0.119	（上昇率 45%）　0.054

※　実際の基準単価は電圧により異なります。（新料金（税込）　→　低圧：0.187円、高圧：0.180円、特別高圧：0.174円）

①基準燃料価格（26,000円/kℓ）

・基準燃料価格とは、料金設定の前提である原油・ＬＮＧ・石炭の燃料価格（平成24年10月～12月の貿易統計価格）の加重平均値で、燃料費調整における価格変動の基準値となるものです。
・具体的には、各燃料の熱量構成比に原油換算係数を加味した係数（α，β，γ）を用い、以下のとおり算定します。

【算定式】

57,651円/kℓ	×	0.2104	＋	64,566円/ｔ	×	0.0541	＋	9,800円/ｔ	×	1.0588	＝	26,000円/kℓ
原油価格		α		LNG価格		β		石炭価格		γ		基準燃料価格

②基準単価（0.173円/kWh）

・基準単価は、平均燃料価格が1,000円/kℓ変動した場合の、１kWhあたりの調整単価です。
・具体的に、当社火力発電の燃料消費数量（原油換算kℓ）をもとに、以下のとおり算定します。

【算定式】

14,333千kℓ	×	1,000円/kℓ	÷	82,648百万kWh	＝	0.173円/kWh
燃料消費数量(原油換算)				総販売電力量		基準単価

９．燃料費調整の前提諸元 ②

③平均燃料価格

・平均燃料価格とは、毎月の原油・ＬＮＧ・石炭の貿易統計価格を、前述の換算係数（α・β・γ）で加重平均したものです。
・具体的には、調整を行う月の３～５ヶ月前の原油・ＬＮＧ・石炭の貿易統計価格の平均に、α・β・γをそれぞれに乗じて合計して算定します。

④毎月の燃料費調整額

・毎月変動する平均燃料価格と基準燃料価格との差に基準単価を乗じて、燃料費調整単価を算定します。

【算定式】

（ XX,XXX円/kℓ － 26,000円/kℓ ）÷ 1,000円/kℓ × 0.187円/kWh ＝ 毎月の燃料費調整単価
毎月の平均燃料価格　基準燃料価格　基準単価（低圧の場合、税込み）

・この燃料費調整単価にお客さまのご使用量を乗じた金額が、毎月の燃料費調整額となります。

【参考】換算係数（α・β・γ）の算定方法

	熱量構成比	原油換算係数※	換算係数
	①	②	③＝①×②
（原　油）　α	0.2104	1.0000	0.2104
（ＬＮＧ）　β	0.0773	0.6996	0.0541
（石　炭）　γ	0.7123	1.4864	1.0588
合　計	1.0000	－	－

※原油換算係数　ＬＮＧ：１ℓあたりの原油発熱量（38.2MJ）÷１kgあたりのＬＮＧ発熱量（54.6MJ）
石　炭：１ℓあたりの原油発熱量（38.2MJ）÷１kgあたりの石炭発熱量（25.7MJ）

【参考】平成25年９月分の燃料費調整単価

○　規制部門のお客さまにつきましては、平成25年８月31日までのご使用分には変更前の電気供給約款にもとづく燃料費調整単価を、平成25年９月１日以降のご使用分には変更後の電気供給約款にもとづく燃料費調整単価を適用いたします。

◇規制部門

平成25年９月分の燃料費調整単価（税込み）	
平成25年８月31日までのご使用分	平成25年９月１日以降のご使用分
＋0.45円/kWh	＋0.80円/kWh

◇自由化部門

平成25年９月分の燃料費調整単価（税込み）
高圧：＋0.77円/kWh 特別高圧：＋0.75円/kWh

10. 託送供給約款の料金見直し

○　当社以外の一般電気事業者、特定規模電気事業者（新電力）および特定電気事業者が、当社が維持および運用する供給設備を利用される場合の料金につきまして、平成25年９月１日から見直しを行うこととし、本日、経済産業大臣に託送供給約款の変更届出をいたしました。

○　特別高圧、高圧ともに、原価は減少しておりますが、特別高圧では原価の減少率以上に電力量の減少率が大きいため、平均単価は＋0.03円/kWh上昇しております。（高圧は▲0.21円/kWhの低下）

接続送電サービス料金の平均単価

特別高圧

	今回 A	前回 B	差引 A－B
原　　価（億円）	104	112	〈▲7.0%〉 ▲８
電 力 量（億kWh）	59	65	〈▲8.5%〉 ▲６
平均単価（円/kWh）	1.76	1.73	〈＋1.7%〉 ＋0.03

高　圧

	今回 A	前回 B	差引 A－B
原　　価（億円）	438	486	〈▲9.9%〉 ▲48
電 力 量（億kWh）	107	113	〈▲5.4%〉 ▲６
平均単価（円/kWh）	4.10	4.31	〈▲4.9%〉 ▲0.21

※ 〈 〉内は前回からの変化率。
※ 平均単価には消費税等相当額を含みません。

【参考】９月分料金について（従量電灯Ａの平均的なモデル［300kWh/月］の場合）

○　９月分料金には、料金改定による値上げ額に加え、燃料費調整額が加算されます。
○　なお、８月31日までのご使用量には旧料金単価、９月１日以降のご使用量には新料金単価を適用して計算しますが、それぞれのご使用量はお客さまごとの検針期間に応じて日割計算するため、実際のお支払額はお客さまによって異なります。

料金改定による値上げ額

（為替、CIF価格は申請時のレートを使用）

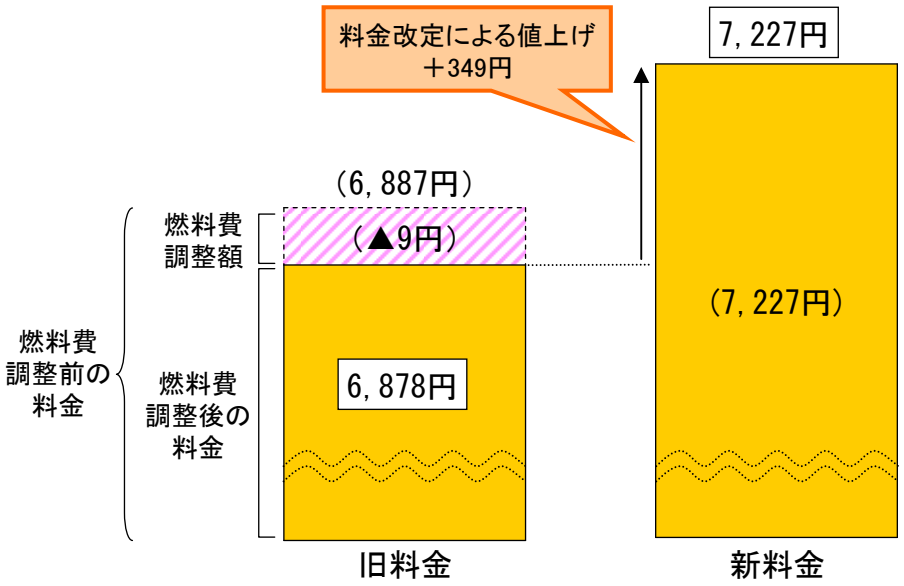

燃料費調整額を加算したお支払額

（為替、CIF価格は８月分、９月分それぞれのレートを使用）

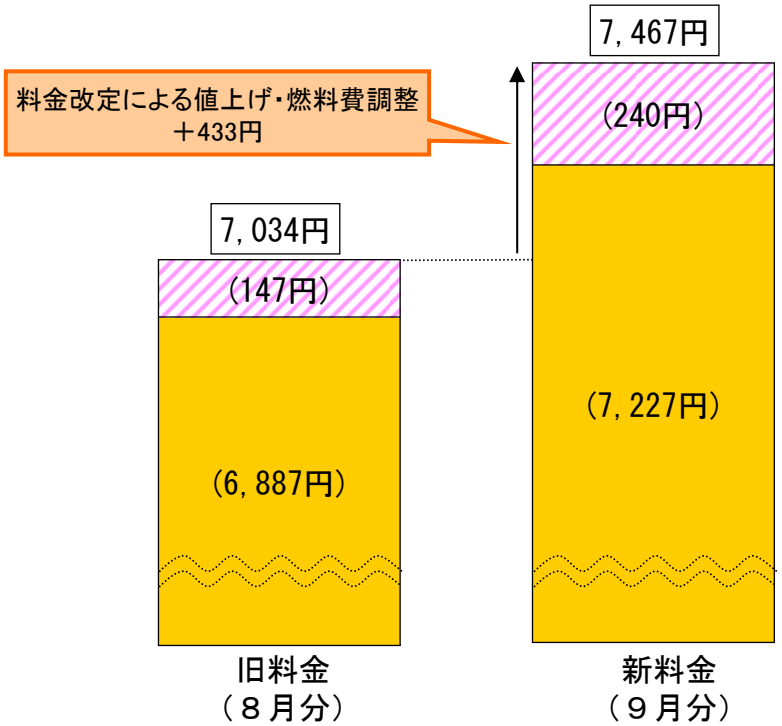

	旧料金	新料金
燃料費調整単価	▲0.03円/kWh	—
貿易統計対象期間	平成24年10～12月	

旧料金（８月分）	新料金（９月分）
0.49円/kWh	0.80円/kWh
平成25年３～５月	平成25年４～６月

※　旧料金、新料金ともに、口座振替割引額、消費税等相当額、平成25年５月分以降の単価に基づき算定した太陽光発電促進付加金（24円）および再生可能エネルギー発電促進賦課金（105円）を含みます。
※　上記の新料金は、一月分のご使用量すべてに新料金単価が適用された場合の金額。

【参考】電気の効率的なご使用により料金のご負担軽減につながるメニュー

○　当社はこれまで、季節別・時間帯別に異なる料金単価を設定することで、割安な時間帯へ電気のご使用を移行していただくなど、電気の効率的なご使用により電気料金のご負担軽減につながる料金メニューを設定してきており、直近では、夏季のピーク時間の電力量料金を割高とする一方、夜間時間を割安とした「ピークシフト型時間帯別電灯」を平成25年７月１日から導入しております。

○　今後も、スマートメーター等を活用した、よりきめ細かな料金メニューについて検討を進めてまいります。

時間帯別電灯

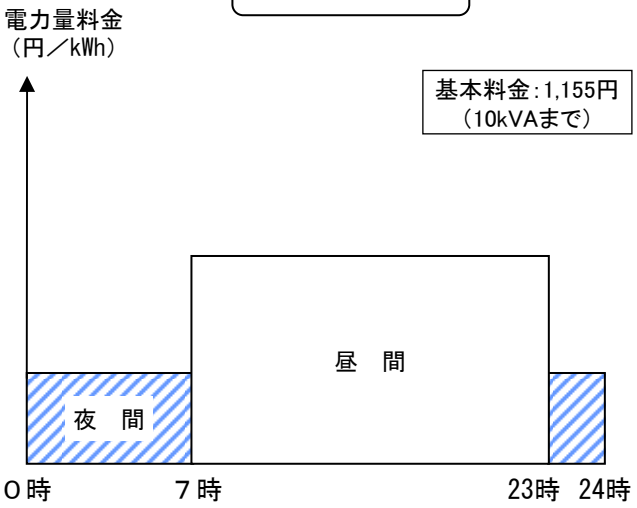

◇電力量料金　（円/kWh）

区　分		新料金	旧料金
昼間時間	最初の90kWhまで	21.37	20.22
	90kwhをこえ230kWhまで	28.32	26.62
	230kWh超過	32.00	28.89
夜間時間		10.73	8.66

ピークシフト型時間帯別電灯

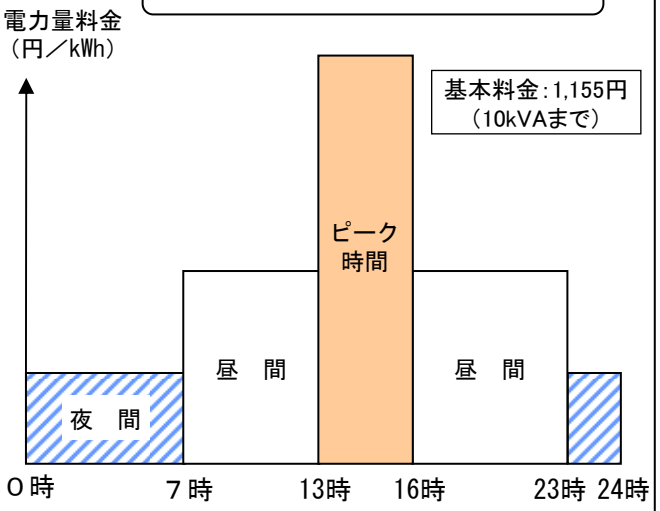

※ピーク時間は夏季（７月１日～９月30日）に限る

◇電力量料金　（円/kWh）

区　分		新料金	旧料金
ピーク時間		54.26	50.90
昼間時間	最初の90kWhまで	20.48	19.32
	90kwhをこえ230kWhまで	27.13	25.43
	230kWh超過	30.66	27.60
夜間時間		10.73	8.66

低圧季節別時間帯別電力

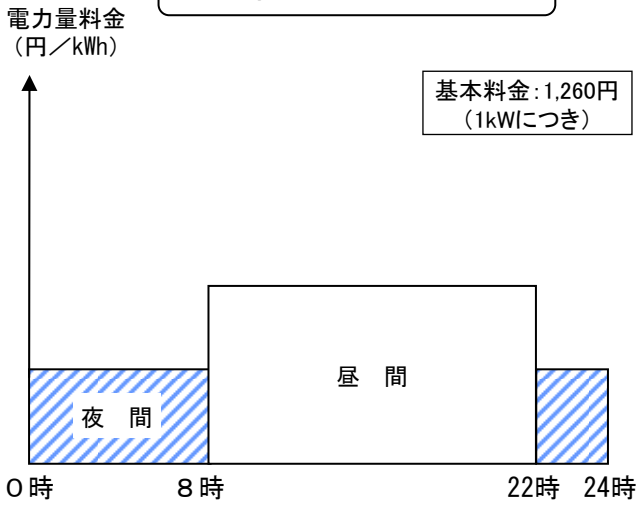

◇電力量料金　（円/kWh）

区　分		新料金	旧料金
昼間時間	夏　季	16.17	14.64
	その他季	12.42	11.36
夜間時間		11.00	8.94

※夏季は７月１日～９月30日
※その他季は夏季以外の期間

※旧料金、新料金ともに、消費税等相当額を含みます。
※旧料金には、平成24年10～12月の平均燃料価格に基づく燃料費調整単価（▲0.03円/kWh）を含みます。
※基本料金に変更はありません。